

各指定居宅介護支援事業所管理者 殿

山形県健康福祉部健康長寿推進課長

居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の取扱いについて（通知）

居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算については、「居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算について」（平成27年6月16日付け健長第367号山形県健康福祉部健康長寿推進課長通知。以下この通知において「第367号通知」という。）において山形県の取扱いをお知らせしているところですが、第367号通知における「正当な理由」に関し、下記のとおり整理し、平成29年度後期分（判定期間；平成29年9月～平成30年2月、減算適用期間；平成30年4月～9月）から適用することとしますので、今後の取扱いについて十分御留意くださいますようお願いいたします。

記

1 特定事業所集中減算の「正当な理由」について

第367号通知記の1の⑤「その他正当な理由があると考えられる場合」に該当する場合、その詳細について報告いただいているところですが、事業所の決定にあたり、利用者に対し介護サービス事業所を公正に紹介した上で利用者の希望を勘案したところ、結果的に特定の事業所に集中したと主張する場合には、以下の（i）及び（ii）についても提出してください。

（i）当該居宅介護支援事業所が、各利用者及び家族に事業所の紹介する際に用いる、介護サービス事業所の特徴をまとめた一覧

⇒居宅介護支援事業所自らが作成したもの、又は市町村が作成している事業所一覧又はパンフレット（事業所名や住所だけの一覧ではなく、各事業所が行っているサービス内容や対応、送迎体制などの違いが分かるものとする。）

（ii）各利用者及び家族に対し（i）により説明した上で、各利用者が事業所を選んだことが分かる書類（任意様式。説明者氏名・説明日、利用者氏名（押印または署名）の記載のあるもの。）

注1）（i）及び（ii）は、減算報告書と併せて5年間保存してください。

注2）（i）及び（ii）の書類があることだけをもって正当な理由と認めるものではなく、理由書の記載内容も踏まえて判断することとします。

2 正当な理由④、⑤の追加資料について

第367号通知記の2の⑤において、正当な理由④（サービスの提供にあたって指示を受けた主治の医師等との密接な連携を確保するため）及び⑤（その他正当な理由）に該当すると記載して提出した事業者に対しては、提出された資料では不十分と判断された場合に追加の資料等の提出を求めることがあるとしています。

この場合、追加資料による審査は一度限りとし、追加資料をもってしても理由が不十分と判断された場合でも、更なる追加資料の提出は求めず、それまでに提出された資料により、理由が正当か否かを決定することとします。

担当：健康長寿推進課 介護事業担当 TEL：023-630-3359
